

協定説明書

「令和２年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事（排水ポンプ設備）に関する基本協定の締結」については、この協定説明書によるものとする。

1. 公告日 令和２年１月２９日

2. 公告者

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 大野 良徳

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

令和２年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事（排水ポンプ設備）に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

本協定は、遠賀川河川事務所が直轄で管理する排水ポンプ設備に関わる災害や故障、不具合が発生した若しくは災害の発生が予想される場合、あらかじめ工事等の実施業者を定めておくことにより迅速かつ的確に応急復旧工事等を実施するための体制を確立するものであり、もって、災害の拡大防止と被害施設等の早期復旧に期することを目的とする。

(3) 基本協定区間及び対象設備

遠賀川河川事務所管内の遠賀川水系直轄管理区間を基本とし排水ポンプ設備を対象とする。また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）等からの命令があった場合は、協定業者の同意を得た上で、遠賀川河川事務所の直轄区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）で業務を実施することがある。

（対象設備は別表－２）

(4) 基本協定期間

令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで

なお、本協定は継続される場合がある。

(5) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、九州管内における

- ① 近隣地域内における工事及び点検整備の実績
- ② 継続的な営業に基づく信頼度
- ③ 機械設備における災害時等応急対策工事の協定締結実績

④ 資格保有者の雇用者数

⑤ 技術者等の派遣場所から遠賀川河川事務所までの到着時間

などを総合的に評価して協定締結業者を決定する評価方式である。

なお、管内における本協定の締結業者は上位から10社程度を想定している。

(6) 基本協定の継続について（令和3年度以降の協定手続き）

① 令和3年度以降の「遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事（排水ポンプ設備）に関する基本協定の締結」は、協定締結者の継続希望及び遠賀川河川事務所が実施する継続審査の結果を踏まえて協定を継続することができる。

② 令和2年度に基本協定を締結している者が、基本協定の継続を希望する場合は、協定期間満了前の2月1日（令和3年度の場合は令和3年2月1日）までに、2. 参加資格要件、及び協定説明書7. 評価に関する事項等に示す評価項目と評価基準により評価を行うため、協定説明書9. 技術資料の作成方法及び留意事項に示す様式-1～様式-5を担当部局に提出することにより、基本協定継続の意思があるものと見なす。

③ 令和3年度以降も新規協定締結希望者の募集を行う。

④ 新規希望者と継続希望者が多数の場合には、提出された資料を評価し、継続できないこともある。

⑤ 継続・新規協定締結に選定された者については、遠賀川河川事務所のホームページにて協定書有効期限とともに公表することとする。

(7) 災害時等応急対策工事の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事を実施する場合は、当該協定締結業者の中から、前項（5）の評価に基づき契約締結業者の優先順位を決定したうえで、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

ただし、基本協定締結後、災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことを付記する。

また、災害協定を締結する時点において、法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としないが、協定に基づき工事請負契約を締結する時点において、法定外労働災害補償制度（元請・下請を問わず補償できる保険であること）に加入していることを条件とする。

なお請負契約の条件となる保険は、工事現場単位で随時に加入する方式、または直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

4. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局管内に本店、支店又は営業所等が所在すること。

- (3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度機械設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。さらに、令和01・02・03年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有すること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

なお、令和2年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。

また、基本協定締結後に参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 協定締結参加意思確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止をうけていないこと。
- (6) 本協定は災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性、簡素化を図る必要があることから、協定締結対象業は、単体（経常共同企業体を除く）で参加資格を満足する社を対象とする。
- (7) 平成16年4月以降に元請けとして国又は県市町村発注の揚水又は排水ポンプ設備（揚排水を目的とした陸用ポンプ設備）の工事の施工実績があること。
- (8) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、派遣技術者の滞在箇所より遠賀川河川事務所まで2時間以内に到着できること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 管理課

担当：管理課長 南 知浩 (内線331)

専門官 田原 秀樹 (内線502)

電話 0949-22-1830 (代)

FAX 0949-23-0019

6. 資料の作成及び提出

(1) 本協定締結の参加希望者は、4. 参加資格要件の(1)から(8)に掲げる参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書を提出し参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、その後の評価は行わない。

- ① 提出期間： 令和2年1月29日(水)から令和2年2月12日(水)までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所： 前記5. に同じ。
- ③ 提出方法： 持参、FAXまたは郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出する。

FAX番号 0949-23-0019 (管理課直通)

※ FAX及送信後は必ず着信の確認をお願いします。

※ 宛先は「管理課 専門官 田原宛」

(2) 申請書は、別記「様式-A」により作成すること。

- ①会社の代表印を押印すること。

7. 評価に関する事項等

(1) 評価項目と評価基準

別表-1の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

8. 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料の作成及び提出

①技術資料の作成

技術資料は、「9. 技術資料の作成方法及び留意事項」及び「別紙様式」に基づき作成するものである。

②提出方法： 前記6. (1) ③に同じ

③提出期間： 令和2年1月29日(水)から令和2年2月12日(水)までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

④提出場所： 前記5. に同じ。

9. 技術資料の作成方法及び留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 提出資料表紙 【様式-1】	表紙は〔様式-1〕とする。(代表者印を押印すること。)
(2) 対象機械設備の 工事実績又は点検 整備の実績 【様式-2】	<p>① 提出様式は〔様式-2〕とする。</p> <p>② 対象となる代表的な工事実績(様式-2(1))点検整備実績(様式-2(2))を各々1件記載する。なお、点検整備実績を有していない場合は記載しなくてよい</p> <p>③ 工事実績の対象期間は、平成16年度から当該年度(当該公告日までの間)に締結したものとする。点検整備実績は、過去5ヶ年度+当該年度(平成26年4月1日から当該公告日までの間)に締結したものとする。</p> <p>④ 実績として認める機械設備は、4.(7)による</p> <p>⑤ 契約図書等の写し</p> <p>⑥ 上記④の施工実績として、記載した工事に係る財団法人日本建設情報総合センター「工事実績情報サービス」(以下、CORINS)の工事カルテの写しを添付すること。</p> <p>⑦ ただし、当該工事がCORINSに登録されていない場合は、契約書の写しを提出すること。点検整備実績で申請する場合も、契約書の写しを提出すること。</p> <p>⑧ なお、CORINSに登録されている場合でも上記②に示した内容が判断できない場合、またはCORINSに登録されていない場合には、②に示した内容を判断できる契約図書等の写しも併せて提出すること。</p>
(3) 企業情報 【様式-3】	<p>① 提出様式は〔様式-3〕とする。</p> <p>② 災害時等応急対策を担当する予定の当社(本店)、支店、営業所の所在地を記載すること。</p> <p>③ 会社を設立してからの継続的年数を記載する。</p>

<p>(4) 災害時等応急対策 工事の協定締結実 績 【様式－4】</p>	<p>① 提出様式は〔様式－4〕とする。 ② 対象となる協定は、本技術資料3.(2)と同様な目的の「災害時等応急対策工事(排水ポンプ設備)」に関する協定とし、過去5ヶ年度+当該年度(平成26年4月1日から当該公告日までの間)に締結したものの中から、代表的な実績を1件記載する。契約の相手方は国、県、市町村に限る。</p>
<p>(5) 資格保有技術者の 雇用者数及び遠賀 川河川事務所まで の到着時間 【様式－5】</p>	<p>① 提出様式は〔様式－5〕とする。 ② 対象となる技術者の資格は、「1級・2級土木施工管理技士」とする。 ③ 派遣する技術者が在籍する拠点の所在地及び遠賀川河川事務所までの到着時間を記載する。 ・到着時間は技術者が在籍する拠点の所在地から遠賀川河川事務所まで高速自動車道、一般道で換算した場合の距離及び到着時間を記載する。(到着時間は、高速自動車道80km/h、一般道30km/hで算出する事)〔様式－5(2)〕</p>

※ 上表中(2)から(4)までの実績は元請けでの実績や協定元であることを証明できる資料(契約書のコピー等)を添付して下さい。

10. 協定説明書に対する質問等

(1) 協定説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間 : 令和2年 1月29日(水)から令和2年 2月5日(水)までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9:30分から17時00分まで
- ② 提出場所 : 前記5. に同じ。
- ③ 提出方法 : 前記6. (1) ③に同じ。
- ④ 担当者 : 管理課 専門官 田原

(2) (1)に対する回答は、FAXにて回答する。このため、質問の際はファックス番号を記述すること。

11. 協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料の提出に基づき評価決定する。その結果は、令和2年 3月11日(月)までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

12. 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められた者及び申請書、資料等が適正と認められなかつ

た者は、次により書面にて説明を求めることができる。(様式は自由とする。)

- ① 提出期限： 令和2年3月16日(月)17時00分。
- ② 提出場所： 前記5.に同じ。
- ③ 提出方法： FAX又は持参、郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期限内に必着)により提出する。
※FAXで送信した場合は、確認の連絡を5.に同じに行う事。

(2) 担当部局は、説明を求められたときは、令和2年3月23日(月)までに、説明を求めた者に対し書面にてFAXにより回答する。

13. 評価結果の無効

公告に示した参加資格のない者が提出した申請書等、及び虚偽の記載をした者は決定を取り消す。

14. その他

- (1) 技術資料の作成提出に係わる費用は提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術資料は競争参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された資料は返却しない。
- (4) 提出期間以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

別表－1:評価項目及び評価内容

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策
工事(排水ポンプ設備)に関する基本協定の締結

分類	評価項目	評価内容	配点
1)企業の施工実績等	近隣地域内工事の実績及び点検整備の実績	申請された工事1件及び点検整備1件の実績	30
	工事成績の評価	地整内(2ヶ年+当該年度)の当該工事種別の平均点	10
	継続的な営業に基づく信頼度	企業の営業年数の継続性	10
	防災業務の実績	災害時応急対策工事の協定締結実績	10
2)雇用技術者	雇用者の資格保有者数	資格保有者人数	20
3)事務所までの到着時間	派遣技術者から派遣場所までの距離及び到着時間	派遣技術者の所在地から遠賀川河川事務所までの距離及び到着時間	20

排水ポンプ設備一覧表

別表-2

管理出張所	施設名	河川名	支川	左岸	所在地	感潮 区間 有無	機場形式	ポンプ形 式	ポンプ				駆動装置				台 数	完成 年度	完成 年月	完成(当初) 施工業者		
									口径	全	1台当り	原動	エンジン	出力	原動機	減速機					減速機	減速機
									揚程	揚程	吐出量	機	冷却	PS kw	メーカー	形 式					メーカー	冷却方式
河口堰	曲手排水機場	遠賀川	吉原川	遠賀川 右	遠賀郡遠賀町 大字曲川地先	淡	陸用ポンプ	横軸斜流	1,500	4.5	5.0	D.E	強制水冷 循環	330	ヤンマー	遊星歯車	大阪製鎖造機	強制水冷	2	S54	S55. 2	粟村製作所
中間	山鹿排水機場	遠賀川	後水川	遠賀川 左	遠賀郡芦屋町 大字山鹿地先	潮	陸用ポンプ	横軸斜流	1,200	2.9	2.5	D.E	密閉強制 注油式	110	ヤンマー	遊星歯車	大阪製鎖造機	水冷クーラ	2	S56	S57. 3	日立製作所
	前川排水機場	西川	前川	遠賀川 左	遠賀郡遠賀町 大字若松地先	淡	陸用ポンプ	横軸斜流	1,200	2.6	2.5	D.E	貯水槽潤滑 式	95	ヤンマー	遊星歯車	大阪製鎖造機	水冷クーラ	2	S55	S55. 5	荏原製作所
	曲川排水機場	遠賀川	曲川	遠賀川 右	水巻町大字伊 差座地先	淡	陸用ポンプ	横軸斜流	2,000	4.8	10.0	D.E	強制水冷 循環	674	久保田鉄工	遊星歯車	大阪製鎖造機	強制水冷	2	S50	S50. 6	クボタ
						淡	陸用ポンプ	立軸軸流	1,350	5.2	5.0	横 G.E	強制換気 方式	286	ダイハツ	直交軸傘 歯車	クボタ	自己冷却	1	H14	H15. 3	クボタ
笹尾川排水機場	遠賀川	笹尾川	遠賀川 右	北九州市八幡 西区大字橋橋 地先	淡	陸用ポンプ	立軸斜流	2,000	3.7	10.0	D.E	強制潤滑 式	542	新潟鉄工所	多板ク ラッチ内 蔵傘歯車	大阪製鎖造機	強制水冷	2	S60	S60. 6	荏原製作所	
直方	藤野川排水機場	遠賀川	藤野川	遠賀川 右	直方市大字頓 野地先	淡	陸用ポンプ	縦軸斜流	1,350	4.2	5.0	横 G.E	強制換気 方式	286	ダイハツ	直交軸傘 歯車	電業社機械製 作所	自己冷却	1	H15	H15. 10	三菱重工業
						淡	陸用ポンプ	横軸斜流	1,500	4.9	5.0	D.E	ラジエタ タ方式	367	ヤンマー	遊星歯車	セイサ	空冷	2	S51	S51. 6	三菱重工業
	川端排水機場	彦山川	川端川	彦山川 左	直方市大字下 境川川端地先	淡	陸用ポンプ	立軸斜流	1,350	4.3	4.0	D.E	強制潤滑 式	257	久保田鉄工	直交軸傘 歯車	大阪製鎖造機	清水強制冷却	2	S60	S61. 3	クボタ
	北小川端排水機場	遠賀川	居立川	遠賀川 左	直方市日吉町	淡	陸用ポンプ	立軸軸流	900	4.7	4.3	D.E	直接水冷 循環	157	三井造船マ シナリー	直交軸傘 歯車	セイサ	直接強制空冷	2	H22	H22. 5	日立
飯塚	菟田排水機場	遠賀川	熊添川	遠賀川 右	飯塚市大字菟 田地先	淡	陸用ポンプ	横軸斜流	1,500	3.6	5.0	D.E	強制水冷 循環	264	ヤンマー	遊星歯車	大阪製鎖造機	強制水冷	2	S63	S46. 5	日立製作所
						淡	陸用ポンプ	立軸軸流	1,500	3.5	5.0	D.E	強制空冷 循環	213	三井造船マ シナリー	直交軸傘 歯車	日立製作所	強制水冷	1	H14	H15. 3	日立製作所
	鮎田排水機場	遠賀川	椎の木 川	遠賀川 右	飯塚市大字鮎 田地先	淡	陸用ポンプ	横軸斜流	1,500	4.9	5.0	D.E	ラジエタ タ方式	367	ヤンマー	平行歯車	荏原製作所	空冷	2	S51	S51. 7	荏原製作所
						淡	陸用ポンプ	立軸斜流	1,350	5.3	5.0	横 G.E	強制換気 方式	286	荏原製作所	直交軸傘 歯車	電業社機械製 作所	自己冷却	1	H14	H15. 3	荏原製作所
	学頭排水機場	遠賀川	新川	遠賀川 右	飯塚市下三諸 字学頭地先	淡	陸用ポンプ	横軸斜流	1,500	3.8	5.0	D.E	貯水槽潤滑 式	271	久保田鉄工	遊星歯車	大阪製鎖造機	水冷クーラ	2	S54	S55. 3	クボタ
						淡	陸用ポンプ	横軸斜流	1,650	3.6	8.0	横 G.E	強制換気 方式	460	ヤンマー	直交軸傘 歯車	電業社機械製 作所	自己冷却	1	H20	H20. 5	日立プラント テクノロジー
	殿浦排水機場	遠賀川	新川	遠賀川 右	飯塚市大字川 島地先	淡	陸用ポンプ	立軸斜流	1,500	1.6	5.0	D.E	強制潤滑 式	235	ヤンマー	直交軸傘 歯車	日立製作所	清水強制冷却	2	S63	H 1. 3	西島製作所
	庄司川排水機場	遠賀川	庄司川	遠賀川 左	飯塚市大字柳 橋地先	淡	陸用ポンプ	立軸軸流 (可動 翼)	1,800	4.5	7.5	D.E	強制潤滑 式	513	ダイハツ	直交軸傘 歯車	日立製作所	清水強制冷却	2	H5	H 6. 3	クボタ
	明星寺川排水機場	穂波川	明星寺 川	穂波川 左		淡	陸用ポンプ	立軸軸流 (可動 翼、回転 制御)	2,200	3.2	13.0	立 G.E	強制潤滑 式	513	荏原製作所	原動機内 蔵		原動機内蔵	2	H18	H18. 6	三菱重工業
	若菜排水機場	穂波川		穂波川 左	飯塚市秋松西	淡	ゲートポン プ	ポンプ ゲート	800	2.4	1.40	M		55					2	H22	H23. 3	ミゾタ
秋松西排水機場	穂波川		穂波川 左	飯塚市若菜	淡	ゲートポン プ	ポンプ ゲート	500	2.2	1.00	M		22					2	H25	H26. 3	日東河川	
宮田	黒目排水機場	犬鳴川	犬鳴川		直方市新入地 先	淡	ゲートポン プ	ポンプ ゲート	500	2.3	0.55	M		22					2	H13	H14. 3	ミゾタ
	松ヶ瀬排水機場	犬鳴川	犬鳴川		直方市新入地 先	淡	ゲートポン プ	ポンプ ゲート	800	2.3	1.30	M		55					2	H15	H16. 3	荏原製作所
	石丸排水機場	犬鳴川	犬鳴川		直方市新入地 先	淡	ゲートポン プ	ポンプ ゲート	300	2.4	0.20	M		11					2	H15	H16. 3	クボタ
	上新入第二排水機 場	犬鳴川	犬鳴川		直方市新入地 先	淡	ゲートポン プ	ポンプ ゲート	1,000	1.9	2.00	M		75					2	H19	H20. 3	荏原製作所